

# SATOSHOJI

## 第97期 定時株主総会 招集ご通知

### 開催日時

2020年6月19日（金曜日）午前10時  
受付開始：午前9時

### 開催場所

東京都千代田区丸の内一丁目8番1号  
丸の内トラストタワーN館16階  
佐藤商事株式会社 第一会議室  
(新型コロナウイルス感染拡大を受け、会場の  
安定的な利用等を重視し、開催場所を**昨年の会  
場から変更し、当社会議室での開催**としており  
ますのでご注意ください)

### 議案

第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 取締役8名選任の件  
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

### 目次

第97期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
(提供書面)	
事業報告	12
連結計算書類	30
計算書類	33
監査報告	36

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日  
のお土産配布、また株主総会終了後の株主様と  
の懇親会は中止とさせていただきます。



株主各位

証券コード 8065  
2020年5月29日

東京都千代田区丸の内一丁目8番1号  
**佐藤商事株式会社**  
代表取締役会長 **村田 和夫**

## 第97期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第97期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、株主の皆さまの安全を第一に考え、新型コロナウイルスの感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆さまにおかれましては、外出自粛、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力書面により事前の議決権行使をいただき、株主さまの健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

当日の運営を最小限の体制で行う方針のため、お土産につきましてはご用意はございません。また、株主総会終了後に開催しておりました株主の皆さまとの懇親会は、中止することといたしました。なにとぞご理解くださいますようお願い申し上げます。

敬具

### 議決権行使のご案内



書面により  
議決権を行使していただく場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、  
▶ **2020年6月18日（木曜日）午後5時30分まで**  
に到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

記

1 日 時	2020年6月19日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	<p>東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 丸の内トラストタワーN館16階 佐藤商事株式会社 第一会議室</p> <p>（新型コロナウイルス感染拡大を受け、会場の安定的な利用等を重視し、開催場所を<b>昨年の会場から変更し、当社会議室での開催</b>としておりますのでご注意ください）</p>
3 目的事項	<p><b>報告事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第97期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</li> <li>第97期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件</li> </ol> <p><b>決議事項</b></p> <p>第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役8名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件</p>
4 議決権の行使等についてのご案内	3頁に記載の【議決権の行使等についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 以下の事項につきましては、法令及び定款第16条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（[https://www.satoshoji.co.jp/ir/index2\\_5.html](https://www.satoshoji.co.jp/ir/index2_5.html)）に掲載しておりますので、本招集通知の提供書面には記載しておりません。
  1. 新株予約権等の状況
  2. 連結計算書類の連結注記表
  3. 計算書類の個別注記表
 したがって、本招集通知の提供書面は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。
- なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（[https://www.satoshoji.co.jp/ir/index2\\_5.html](https://www.satoshoji.co.jp/ir/index2_5.html)）に掲載させていただきます。
- 当日はノー・ネクタイのクールビズスタイルにて対応させていただきます。

## 議決権の行使等についてのご案内

### 郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2020年6月18日(木曜日) 午後5時30分到着分まで

### 当日ご出席による議決権行使



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください（ご捺印は不要です）。

〈株主様へのお願い〉

- ・ 本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。あらかじめご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
- ・ 会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。また、ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ・ 会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
- ・ 株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・ 本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- ・ 当日の運営を最小限の体制で行う方針のため、お土産につきましてはご用意はございません。また、株主総会終了後に開催しておりました株主の皆さまとの懇親会は、中止することといたしました。
- ・ 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.satoshoji.co.jp/>) より、発信情報をご確認くださいませよう、あわせてお願い申し上げます。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

当社は、利益配当金に関しましては、今後の収益見通し等を考慮し、継続的に利益確保を図るとともに、継続的な安定配当として下限を原則30円とし、かつ連結配当性向は25%以上を方針としております。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金 <b>23円</b> 配当総額 <b>493,940,387円</b>
剰余金の配当が効力を生じる日	2020年6月22日

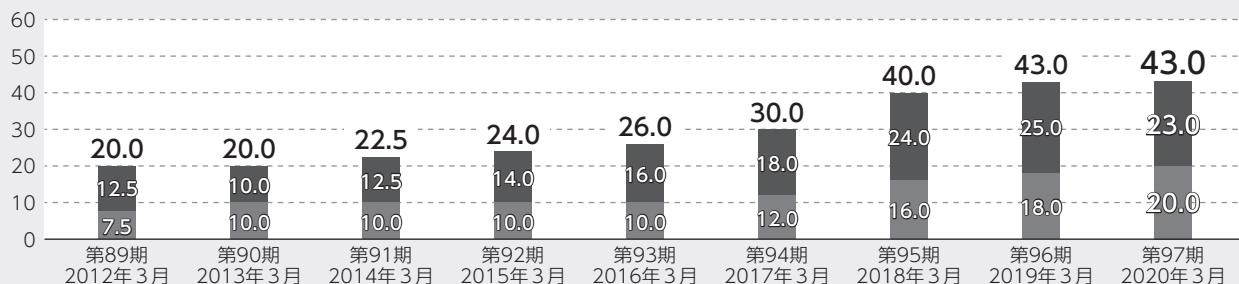
当社は1株につき20円の間配当を実施しておりますので、これにより年間の合計配当額は、1株につき43円となります。

### <ご参考>

#### 配当金の推移

■中間 ■期末

(単位：円)



## 第2号議案

## 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、任意の指名報酬委員会の審議・答申を踏まえて、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位及び担当等	属性
1	むらた かずお 村田 和夫	代表取締役会長	再任
2	おとわ まさとし 音羽 正利	代表取締役社長	再任
3	たうら よしあき 田浦 義明	取締役専務執行役員 経営部門担当	再任
4	のざわ てつお 野澤 哲夫	取締役常務執行役員 鉄鋼部門（本社国内部門・海外部門・ 北海道・東北・関東地区鉄鋼店）担当	再任
5	うらの まさみ 浦野 正美	取締役常務執行役員 経営部門（総務部・経営管理部）統括	再任
6	すが かずのり 須賀 和徳	取締役上席執行役員 電子材料部門担当	再任
7	さいとう おさむ 斎藤 脩	社外取締役	再任 社外 独立
8	こたに けん 小谷 健	社外取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

再任

むら た かず お  
**村田 和夫** (1941年10月17日生)

所有する当社の株式数…………… 147,710株  
 取締役在任年数…………… 28年

## 略歴、当社における地位及び担当

1964年 4月	当社入社	2000年 6月	常務取締役
1983年10月	栃木支店長	2003年 4月	代表取締役社長
1991年 2月	統括部長	2014年 4月	代表取締役会長 (現任)
1992年 6月	取締役		

## 重要な兼職の状況

メタルアクト株式会社代表取締役社長

## 取締役候補者とした理由

村田和夫氏を取締役候補者とした理由は、長年の代表取締役の経験から、戦略・経営面の豊富な知見を有するとともに当社グループ全体に精通した幅広い知見及び、販売先及び仕入先の業界全体に広い人脈を有しており、当社グループの国内外の一層の事業拡大と当社グループの企業価値の向上に寄与するものと判断したためであります。

候補者番号

2

再任

おと わ まさ とし  
**音羽 正利** (1957年1月26日生)

所有する当社の株式数…………… 14,800株  
 取締役在任年数…………… 12年

## 略歴、当社における地位及び担当

1980年 4月	当社入社	2010年 4月	取締役 部門担当
1996年 4月	八戸営業所長	2011年 4月	常務取締役 部門総括
2001年10月	鶴岡支店長	2014年 6月	取締役常務執行役員 部門総括
2005年 4月	統括部長	2016年 4月	取締役専務執行役員 部門総括
2007年 4月	執行役員	2018年 4月	代表取締役社長 (現任)
2008年 6月	取締役		

## 重要な兼職の状況

該当事項はありません。

## 取締役候補者とした理由

音羽正利氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたり当社の主力事業である鉄鋼業界に従事し、また2018年に代表取締役に就任しており、その経験や戦略面の豊富な知見により、当社グループの国内外の一層の事業拡大と企業価値の向上に寄与するものと判断したためであります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

3

再任

た うら よし あき  
**田 浦 義 明** (1954年5月9日生)

所有する当社の株式数…………… 11,100株  
 取締役在任年数…………… 11年

#### 略歴、当社における地位及び担当

1977年 4月	株式会社大和銀行(現株式会社りそな銀行)入社	2009年 6月	当社顧問
2003年 6月	同行執行役 人事部担当	2009年 6月	取締役
2005年 6月	同行常務執行役員 東京中央地域CEO兼キャピトル みなと地域CEO	2010年 3月	取締役 部門担当
		2011年 4月	常務取締役 部門総括
		2013年 4月	専務取締役 部門総括
2008年 4月	同行常務執行役員 内部監査部門担当	2014年 6月	取締役専務執行役員 部門総括
		2019年 6月	取締役専務執行役員 経営部門担当(現任)

#### 重要な兼職の状況

該当事項はありません。

#### 取締役候補者とした理由

田浦義明氏を取締役候補者とした理由は、他社における役員及び当社における2009年からの取締役の経験から、戦略・経営面の豊富な知見を有し、特に財務や経営管理全般に関する知見に優れており、当社グループの国内外の一層の事業拡大と当社グループの企業価値の向上に寄与するものと判断したためであります。

候補者番号

4

再任

の ざわ てつ お  
**野 澤 哲 夫** (1957年1月23日生)

所有する当社の株式数…………… 13,100株  
 取締役在任年数…………… 9年

#### 略歴、当社における地位及び担当

1980年12月	当社入社	2014年 6月	取締役常務執行役員 部門総括
1995年 5月	滋賀支店長	2019年 4月	取締役常務執行役員 部門担当
2005年 4月	統括部長	2019年 6月	取締役常務執行役員 鉄鋼部門 (本社国内部門・海外部門・北海道・東北・関東地区鉄鋼店) 担当 (現任)
2007年 4月	執行役員		
2011年 6月	取締役 部門総括		
2014年 4月	常務取締役 部門総括		

#### 重要な兼職の状況

該当事項はありません。

#### 取締役候補者とした理由

野澤哲夫氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたり当社の主力事業である鉄鋼業界に従事しており、その経験や戦略面の豊富な知見により、当社グループの一層の事業拡大と企業価値の向上に寄与するものと判断したためであります。

候補者番号

5

再任

うらの の まさ み  
**浦野 正美** (1958年1月16日生)

所有する当社の株式数…………… 5,200株  
 取締役在任年数…………… 1年

#### 略歴、当社における地位及び担当

1981年 4月	当社入社	2015年 4月	上席執行役員
1995年 2月	経理部会計課長	2018年 6月	常務執行役員 部門統括
2001年 6月	監査部長	2019年 6月	取締役常務執行役員 経営部門 (総務部・経営管理部) 統括 (現任)
2007年 4月	副統括部長		
2008年 4月	執行役員		

#### 重要な兼職の状況

該当事項はありません。

#### 取締役候補者とした理由

浦野正美氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたる管理部門での業務経験から、特に人事、財務、経営管理全般に関する知見に優れており、当社グループの国内外の事業拡大と当社グループの企業価値向上に寄与すると判断したためであります。

候補者番号

6

再任

す が かず のり  
**須賀 和徳** (1965年7月30日生)

所有する当社の株式数…………… 3,700株  
 取締役在任年数…………… 1年

#### 略歴、当社における地位及び担当

1991年 4月	当社入社	2018年 6月	上席執行役員
2004年 4月	電子材料部材料課長	2019年 4月	上席執行役員 部門統括
2008年 4月	電子材料部長	2019年 6月	取締役上席執行役員 電子材料部門担当 (現任)
2010年 4月	統括部長		
2014年 6月	執行役員		

#### 重要な兼職の状況

該当事項はありません。

#### 取締役候補者とした理由

須賀和徳氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたる電子材料部門業務経験から、特に海外における戦略・経営面での豊富な知見を有し、当社グループの国内外の事業拡大と当社グループの企業価値向上に寄与すると判断したためであります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

7

再任

社外

独立

さいとう おさむ  
**齋藤 脩** (1947年9月14日生)

所有する当社の株式数…………… 12,400株  
 社外取締役在任年数…………… 5年

## 略歴、当社における地位及び担当

1970年 4月	日本鋼管株式会社入社	2005年 6月	J F E ホールディングス株式会社 取締役
1999年 6月	同社取締役総合企画部長	2008年 6月	東京リース株式会社取締役
2000年 4月	同社常務執行役員総合企画部長	2009年 4月	東京センチュリーリース株式会社 (現東京センチュリー株式会社) 監査役
2001年 4月	同社専務執行役員総合企画部長		
2002年 9月	J F E ホールディングス株式会社 専務執行役員	2011年 6月	当社社外監査役
2005年 4月	J F E エンジニアリング株式会社 代表取締役社長	2015年 6月	当社社外取締役 (現任)

## 重要な兼職の状況

該当事項はありません。

## 社外取締役候補者とした理由

齋藤脩氏を社外取締役候補者とした理由は、これまで培ってきたビジネスの経験及び他社での代表取締役としての経験を活かし、今後も社外取締役として適切に職務を遂行できるものと判断したためであります。

候補者番号

8

再任

社外

独立

こたに けん  
**小谷 健** (1946年9月12日生)

所有する当社の株式数…………… 2,400株  
 社外取締役在任年数…………… 3年

## 略歴、当社における地位及び担当

1969年 4月	トピー実業株式会社入社	2006年 4月	同社取締役副社長
1994年 4月	同社金属建材本部プロジェクト営 業部長	2010年 4月	同社代表取締役社長
1998年 6月	同社取締役	2013年 4月	同社取締役相談役
2000年 6月	同社常務取締役	2015年 6月	同社相談役
2003年 4月	同社専務取締役	2017年 6月	当社社外取締役 (現任)

## 重要な兼職の状況

株式会社アドバネクス社外取締役

## 社外取締役候補者とした理由

小谷健氏を社外取締役候補者とした理由は、これまで培ってきたビジネスの経験及び他社での代表取締役の経験を活かし、経営全般の監視をお願いするとともに、過去の経験を活かし今後も社外取締役として職務を遂行できるものと判断したためであります。

- (注) 1. 取締役候補者村田和夫氏はメタルアクト株式会社の代表取締役を兼務しております。  
当社はメタルアクト株式会社とは商品の売買取引を行っております。
2. 取締役候補者小谷健氏は株式会社アドバネクスの社外取締役を兼務しております。  
当社と株式会社アドバネクスとの間には特別の関係はありません。
3. 他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
4. 斎藤脩氏及び小谷健氏は、社外取締役候補者であります。
5. 各取締役候補者の在任年数は、本定時株主総会終結時の在任年数を記載しております。
6. 当社と社外取締役は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができます。  
当該契約に基づく損害賠償責任の限度は、法令の定める額とします。  
当社は、斎藤脩氏及び小谷健氏との間に責任限定契約を締結しており、本議案が承認可決された場合、引き続き、継続する予定であります。
7. 当社は、斎藤脩氏及び小谷健氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が承認可決された場合、引き続き、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。  
斎藤脩氏は当社仕入先であるJFEスチール株式会社の親会社、JFEホールディングス株式会社出身であります。2008年6月に同社を退社してから11年が経過しており、同社の意向に影響される立場にありません。またJFEホールディングス株式会社グループの当社に対する持株比率が2.3%であることから、同社の当社に対する影響度は希薄であると考えます。従って、同氏と一般株主との間に利益相反のおそれがないと判断しております。  
小谷健氏は2016年6月にトピー実業株式会社を退社して3年が経過しており、同社の意向に影響される立場にありません。当社の同社及び同社グループからの仕入割合は極めて軽微で依存度が突出していないこと、及び同社は当社株式を保有していないことから、同社の当社に対する影響度は希薄であると考えます。従って、同氏と一般株主との間に利益相反のおそれがないと判断しております。

### 第3号議案

## 補欠監査役 1 名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役 1 名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、任意の指名報酬委員会の審議・答申を踏まえて、監査役会の同意を得ております。補欠監査役候補者は次のとおりであります。

さか お えい じ  
**坂尾 栄治** (1965年3月12日生)

所有する当社の株式数…………… 0株

#### 略歴

1987年 4 月	株式会社新宿中村屋入社	1996年10月	株式会社ビジネスバンクコンサルティング (現株式会社ジェクシード) 入社
1992年10月	井上斎藤英和監査法人(現有限責任 あずさ監 査法人) 入所	2004年 8 月	有限会社アップライト(現株式会社アップラ イト) 代表取締役社長(現任)
1996年 3 月	坂尾公認会計士事務所設立		

#### 重要な兼職の状況

特定非営利活動法人日本IT会計士連盟代表理事

#### 補欠の社外監査役候補者とした理由

坂尾栄治氏につきましては、長年公認会計士として培われた会社財務知識を有し、監査役に就任された場合には当社の監査体制にその知識を活かした有効な助言ができるものと判断したためであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 坂尾栄治氏は、補欠の社外監査役候補者として選任するものであります。
3. 当社と社外監査役は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める額としております。坂尾栄治氏が社外監査役に就任された場合には、社外監査役として当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。
4. 坂尾栄治氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以 上

(提供書面)

# 事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、緩やかな回復で推移してきましたが、米中貿易摩擦の長期化による先行き不透明な状況に加え、新型コロナウイルスの世界的な流行により経済活動が抑制され、景気は急速に悪化しました。

このような状況下におきまして、当社グループの連結業績は、売上高は2,061億9千7百万円（前年同期比4.9%減）となりました。

企業集団の事業別セグメント売上高の内訳は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度から、当社グループ各事業の業績管理と事業戦略の達成を目的として、「機械・工具事業」に含めておりました「営業開発事業」を、新たなセグメントとして設けることと致しました。当該変更に伴い、セグメント別の損益をより適切に反映させるために、各事業セグメントに配分する費用の配賦方法を見直しております。前連結会計年度のセグメント情報は、当連結会計年度の報告セグメントの区分に基づき、また、見直し後の配賦方法に基づき作成しております。

事業	前連結会計年度 自 2018年4月1日 至 2019年3月31日		当連結会計年度 自 2019年4月1日 至 2020年3月31日		増減	
	金額 (百万円)	構成比	金額 (百万円)	構成比	金額 (百万円)	増減率
鉄鋼	138,407	63.8%	134,514	65.2%	△3,893	△2.8%
非鉄金属	34,134	15.7%	29,070	14.1%	△5,064	△14.8%
電子材料	24,201	11.2%	21,871	10.6%	△2,330	△9.6%
ライフ営業	8,505	3.9%	8,992	4.4%	486	5.7%
機械・工具	7,620	3.5%	8,382	4.1%	761	10.0%
営業開発	4,026	1.9%	3,367	1.6%	△659	△16.4%
合計	216,896	100.0%	206,197	100.0%	△10,698	△4.9%

(注) 上記は外部顧客に対する売上高を記載しております。

鉄鋼事業においては、主要取引業界である商用車業界は堅調に推移しましたが、国内の建産機業界向けの販売が低調であったこと等により、売上高は1,345億1千4百万円（前年同期比2.8%減）、営業利益は仕入コストの増加により利益率が低下したこと等により、16億3千5百万円（前年同期比24.5%減）となりました。

非鉄金属事業においては、商用車業界は堅調に推移しましたが、地金相場の変動による価格影響等により、売上高は290億7千万円（前年同期比14.8%減）、営業利益は2億8千7百万円（前年同期比11.8%減）となりました。

電子材料事業においては、国内の車載機器向けプリント配線基板用積層板の販売が減少したこと等により、売上高は218億7千1百万円（前年同期比9.6%減）、営業利益は6億8千万円（前年同期比9.6%減）となりました。

ライフ営業事業においては、自社商品の販売が堅調に推移したこと等により、売上高は89億9千2百万円（前年同期比5.7%増）、営業利益は6億1千6百万円（前年同期比18.5%増）となりました。

機械・工具事業においては、国内外の設備投資を適宜受注したこと等により、売上高は83億8千2百万円（前年同期比10.0%増）、営業利益は5千2百万円（前年同期は営業損失1千万円）となりました。

営業開発事業においては、主力の商材及び工事案件を適宜受注しましたが、需要が低迷したこと等により、売上高は33億6千7百万円（前年同期比16.4%減）、営業利益は4百万円（前年同期比91.1%減）となりました。

当社グループの収益面におきましては、営業利益は32億7千6百万円（前年同期比13.8%減）、経常利益は38億5千万円（前年同期比8.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は28億5千1百万円（前年同期比11.7%減）となりました。

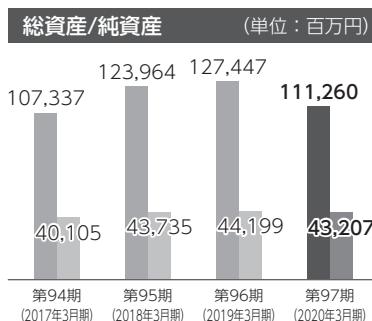
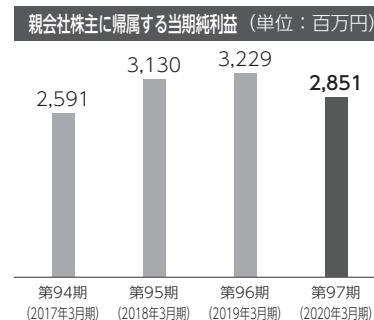
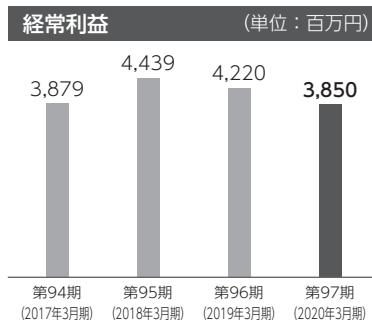
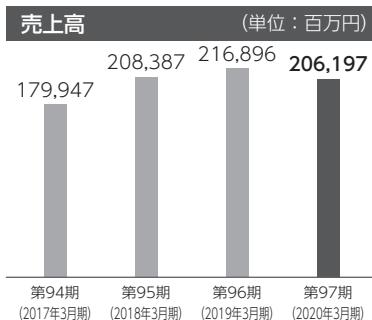
## ② 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資の総額は13億8千万円であり、主なものは、鉄鋼及び電子材料事業の事業用建物・機械装置の取得等であります。

## ③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関より長期借入金について、28億7百万円の調達及び26億1千5百万円の返済を実施いたしました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



		第94期 (2017年3月期)	第95期 (2018年3月期)	第96期 (2019年3月期)	第97期 (2020年3月期) (当連結会計年度)
売上高	(百万円)	179,947	208,387	216,896	206,197
経常利益	(百万円)	3,879	4,439	4,220	3,850
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	2,591	3,130	3,229	2,851
1株当たり当期純利益	(円)	120.12	145.54	150.49	132.84
総資産	(百万円)	107,337	123,964	127,447	111,260
純資産	(百万円)	40,105	43,735	44,199	43,207

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
エヌケーテック株式会社	64	100.00	鉄鋼及び非鉄金属等の加工並びに販売
日本洋食器株式会社	40	100.00	金属洋食器等の製造及び販売
メタルアクト株式会社	320	100.00	鉄鋼及びその他金属製品の販売
佐藤ケミグラス株式会社	30	100.00	非鉄金属等の加工及び販売
大東鋼業株式会社	30	100.00	鉄鋼及び鉄鋼二次製品の加工並びに販売
富士自動車興業株式会社	90	100.00	鉄鋼及び非鉄金属部品等の製造並びに販売
香港佐藤商事有限公司	100千米ドル	100.00	電子材料の販売
SATO-SHOJI (THAILAND) CO.,LTD.	110 <sup>百万</sup> <sub>バニツ</sub>	99.64	鉄鋼及び電子材料の販売
上海佐商貿易有限公司	4,480千米ドル	100.00	鉄鋼及び非鉄金属等の販売、輸出入業務
SATO-SHOJI (VIETNAM) CO.,LTD.	1,100千米ドル	100.00	鉄鋼及び非鉄金属等の販売

(注) 1. 大東鋼業(株)については、重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

2. SATO-SHOJI (VIETNAM) CO.,LTD.については、重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

3. 富士自動車興業(株)については、2019年5月に設立し、旧富士自動車興業(株)より事業譲渡を受けております。鉄鋼及び非鉄金属部品等を製造・販売する同社が当社グループの主要セグメントである鉄鋼及び非鉄金属事業を強化する一つの有効な手段と判断したため、連結の範囲に含めております。

#### (4) 対処すべき課題

中長期的な会社の経営戦略を達成すべく、下記施策を展開してまいります。

- ①取引金額の多寡に比例する取引リスクの評価が必要な案件については、様々な角度からの検討を反映させるため、与信投資委員会にてリスクの把握と対策を検討。
- ②加工品取引が拡大する中、加工品に特化したプロジェクトチームを設けることで、事前に加工不良等に起因する大きな損失の発生を抑制するとともに、予め指定した特定取引については、受注時から一定の条件で制限しリスク軽減を図る。
- ③鉄鋼事業では、大手ユーザー拡販、新商材の拡販に加え、加工品・部品の拡販取組、互惠先の関係構築、空白地域への開拓、国内人材強化及び海外人材の確保を推進。併せて、中国・東南アジア・南アジア地域での営業拠点の充実及び市場開拓・拡販。
- ④非鉄金属事業では、商材の深掘、メーカー等との技術提携及び専門技術者の活用、拠点網活用による大手ユーザーの開拓・拡販を強化。また、海外拠点を活用し、東南アジア地域での新規開拓・拡販。
- ⑤電子材料事業では、通信・情報、デジタル家電及び車載関連向けプリント配線基板用積層板について、国内販売強化はもとより、香港・タイ・韓国・シンガポール・広州等の海外営業拠点の拡大を図り、販路をグローバルに展開。新たな商材としては実装品や部品の販売を推進。
- ⑥ライフ営業事業では、オリジナルブランド商品開発、海外生産による低価格商品開発を行い、自社商品を中心とした国内販売を推進。また、直営アウトレットやセルフリキデーション企画、ネット媒体での直販を強化し、国内外の大手販社への新規開拓を推進。
- ⑦機械・工具事業では、大手ユーザーグループへの更なる拡販とともに、新規メーカーを開拓し販売体制を強化しながら、国内外の他部門拠点を活用した網羅的な営業領域の拡大を推進。
- ⑧営業開発部を中心とした、環境関連商品の開発・販売等の新たな市場の開拓及び展開。
- ⑨社員教育の推進による人材育成の強化並びに女性社員やシニア社員の積極的な活用。
- ⑩情報システムの高度活用による効率経営及びグローバル化に対応するため、コンピュータシステムと通信ネットワークシステムに対する情報セキュリティ管理の強化。
- ⑪個人情報を含んだ情報資産を適切に管理するため、個人情報管理体制の構築と情報漏洩防止対策の強化。

## (5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

事業内容	主要製品
鉄鋼	普通鋼、特殊鋼、建築用の資材、機材など
非鉄金属	アルミニウム、亜鉛、メタルシリコン、銅合金、その他非鉄製品など
電子材料	プリント配線基板用積層板・関連副資材（フィルム）など
ライフ営業	金属洋食器、陶磁器、パーソナルカラオケ、貴金属など
機械・工具	工作機械、各種設備・装置、輸入機械、切削工具、研削砥石など
営業開発	遮熱・断熱塗装、LEDランプ、廃プラスチック材など

## (6) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

名称	所在地	
当社	本 社	東京都千代田区
	支 店	札幌、神奈川、名古屋、大阪、九州ほか35店
エヌケーテック株式会社	本 社	埼玉県さいたま市
	工 場	新潟県燕市
日本洋食器株式会社	本 社	新潟県燕市
メタルアクト株式会社	本 社	愛知県名古屋市
	倉 庫	愛知県名古屋市
佐藤ケミグラス株式会社	本 社	大阪府大阪市
	支 店	茨城県つくば市、大阪府堺市
大東鋼業株式会社	本 社	神奈川県川崎市
富士自動車興業株式会社	本 社	神奈川県相模原市
香港佐藤商事有限公司	本 社	香港
	支 店	シンガポール
SATO-SHOJI (THAILAND) CO.,LTD.	本 社	タイバンコク
	倉 庫	タイプラチンブリ
上海佐商貿易有限公司	本 社	中国上海
	支 店	中国常州
SATO-SHOJI (VIETNAM) CO.,LTD.	本 社	ベトナムホーチミン
	支 店	ベトナムハノイ

**(7) 使用人の状況** (2020年3月31日現在)**① 企業集団の使用人の状況**

使用人数	前連結会計年度末比増減
992 (90) 名	161名増 (3名減)

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パートは ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 使用人数が前連結会計年度末と比べて161名増加しました主な要因は、新たに3社を連結子会社化したためであります。

**② 当社の使用人の状況**

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
640 (71) 名	11名増 (11名減)	42.1歳	12.5年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートは ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

**(8) 主要な借入先の状況** (2020年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社りそな銀行	4,626
株式会社常陽銀行	4,526
株式会社三井住友銀行	4,303
株式会社三菱UFJ銀行	3,996
株式会社みずほ銀行	1,300

**(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 **87,000,000株**
- ② 発行済株式の総数 **21,799,050株**
- ③ 株主数 **4,188名**
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
三神興業株式会社	1,584	7.4
いすゞ自動車株式会社	1,451	6.8
日野自動車株式会社	1,270	5.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	806	3.8
NOK株式会社	619	2.9
株式会社りそな銀行	554	2.6
三原不動産株式会社	530	2.5
日本シイエムケイ株式会社	512	2.4
J F E スチール株式会社	500	2.3
山陽特殊製鋼株式会社	499	2.3

(注) 持株比率は自己株式 (323千株) を控除して計算しております。

## (2) 会社役員 の 状況

### ① 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

地位	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役会長	村田 和夫	メタルアクト株式会社代表取締役社長
代表取締役社長	音羽 正利	
取締役	田浦 義明	
取締役	野澤 哲夫	
取締役	浦野 正美	
取締役	須賀 和徳	
取締役	斎藤 脩	
取締役	小谷 健	株式会社アドバネクス社外取締役
常勤監査役	饗庭 典宏	
監査役	原 嘉男	
監査役	赤石 幹雄	

- (注) 1. 各取締役の担当については、次頁の「②執行役員の状況」に記載しております。
2. 取締役斎藤脩氏及び取締役小谷健氏は、社外取締役であります。
3. 常勤監査役饗庭典宏氏、監査役原嘉男氏及び監査役赤石幹雄氏は、社外監査役であります。
4. 常勤監査役饗庭典宏氏、監査役原嘉男氏及び監査役赤石幹雄氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役饗庭典宏氏は、他社において常務取締役を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
  - ・監査役原嘉男氏は、他社において代表取締役を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
  - ・監査役赤石幹雄氏は、他社において監査役を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は取締役斎藤脩氏、取締役小谷健氏、常勤監査役饗庭典宏氏、監査役原嘉男氏及び監査役赤石幹雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当事業年度末後の取締役及び監査役の異動  
該事項はありません。

## ② 執行役員の状況（2020年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	村田和夫	メタルアクト株式会社代表取締役社長
代表取締役社長	音羽正利	
専務執行役員	田浦義明	経営部門担当
常務執行役員	野澤哲夫	鉄鋼部門（本社内部門・海外部門・北海道・東北・関東地区鉄鋼店）担当
常務執行役員	村上毅一郎	鉄鋼部門（中部地区鉄鋼店）担当
常務執行役員	浦野正美	経営部門（総務部・経営管理部）統括
常務執行役員	藤倉諭	機械関係部門担当
上席執行役員	秋元雅行	安全・ISO推進部統括
上席執行役員	小松和夫	鉄鋼部門（新潟・北陸地区鉄鋼店）担当
上席執行役員	小野誠一	ライフ営業部門担当 日本洋食器株式会社代表取締役社長
上席執行役員	内田秋夫	機械部門担当
上席執行役員	須賀和徳	電子材料部門担当
上席執行役員	伊藤明彦	非鉄金属部門担当
執行役員	白幡剛	営業開発部門副統括
執行役員	西山正弘	鉄鋼部門（九州地区鉄鋼店）担当
執行役員	長田博夫	鉄鋼部門（近畿地区鉄鋼店）担当
執行役員	杉井淳	経営部門（経理部・情報システム部・審査部）統括
執行役員	奈須野匡	ステンレス関係

- (注) 1. 田浦義明氏、野澤哲夫氏、浦野正美氏及び須賀和徳氏は取締役を兼務しております。  
 2. 当事業年度末日後における執行役員の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
西山正弘	鉄鋼部門（九州地区鉄鋼店）担当	監査部統括	2020年4月1日

### ③ 事業年度中に退任した取締役及び監査役

2019年6月21日開催の第96期定時株主総会終結の時をもって、取締役永瀬哲郎氏及び小澤孝文氏は辞任により退任いたしました。

### ④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員 (名)	報酬等の額 (百万円)
取締役 (うち社外取締役)	10 (2)	345 (20)
監査役 (うち社外監査役)	3 (3)	29 (29)
合計	13	375

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2018年6月22日開催の第95期定時株主総会において年額480百万円以内 (うち社外取締役分は40百万円以内) (ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない) と決議いただいております。  
また別枠で、2018年6月22日開催の第95期定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額55百万円 (うち社外取締役分は5百万円以内) を上限とすると決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第84期定時株主総会において年額70百万円以内と決議いただいております。  
また別枠で、2012年6月27日開催の第89期定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額5百万円を上限とすると決議いただいております。
4. 支給額には、以下のものも含まれております。  
当事業年度におけるストック・オプションによる報酬額30百万円 (取締役8名に対し28百万円 (うち社外取締役2名に対し1百万円)、監査役3名に対し1百万円 (うち社外監査役3名に対し1百万円))
5. 取締役報酬決定の方針  
取締役の報酬額は、固定給、業績連動給で構成され、任意の指名報酬委員会において慎重な審議を行い、取締役会で決定しております。なお、具体的な金額は、固定給については当該取締役の役位等を考慮して決定しております。業績連動給については経営成績である営業利益、当期純利益などを基準に、当該取締役の役位や貢献度等を考慮して決定しております。また、取締役の報酬については、年間の上限額を株主総会にて決議しております。

### ⑤ 社外役員に関する事項

#### イ. 他の法人等との兼任状況 (他の法人等の業務執行者である場合) 及び当社と当該他の法人との関係

該当事項はありません。

#### ロ. 他の法人等の社外役員の兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役小谷健氏は、株式会社アドバネクスの社外取締役であります。株式会社アドバネクスと当社との間には、特別の関係はありません。

## 八、当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（14回開催）		監査役会（17回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 齋藤 脩	14回	100%	－	－
取締役 小谷 健	14	100	－	－
常勤監査役 饗庭典宏	14	100	17回	100%
監査役 原 嘉男	14	100	17	100
監査役 赤石幹雄	14	100	17	100

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役齋藤脩氏は、当事業年度に開催された全ての取締役会に出席し、他社での代表取締役としての経験や知見を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性や内部統制の適正性を確保するための発言、また、当社グループの中期的な企業価値の向上に資する発言を行っております。

取締役小谷健氏は、当事業年度に開催された全ての取締役会に出席し、他社においての代表取締役としての経験を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保し、内部統制の適正性を確保するための発言を行っております。

常勤監査役饗庭典宏氏は、当事業年度に開催された全ての取締役会、監査役会に出席し、他社においての常務取締役としての経験を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保し、内部統制の適正性を確保するための発言を行っております。

監査役原嘉男氏は、当事業年度に開催された全ての取締役会、監査役会に出席し、他社においての代表取締役としての経験を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保し、内部統制の適正性を確保するための発言を行っております。

監査役赤石幹雄氏は、当事業年度に開催された全ての取締役会、監査役会に出席し、他社においての監査役としての経験を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保し、内部統制の適正性を確保するための発言を行っております。

なお、取締役齋藤脩氏、取締役小谷健氏、監査役饗庭典宏氏は指名報酬委員会の委員として、取締役の指名や報酬及び監査役の指名に関し、手続きの公正性、透明性、客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図るための発言を行っております。

## 二、責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

### (3) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任 あずさ監査法人  
 ② 報酬等の額

	支払額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	47
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	47

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち、在外子会社（香港佐藤商事有限公司、SATO-SHOJI (THAILAND) CO.,LTD.、上海佐商貿易有限公司及び SATO-SHOJI (VIETNAM) CO.,LTD.）は当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。また、監査契約に基づき支払うべき報酬等の額は確定していないため、概算値によっております。
3. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬等の見積りの算定根拠の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

#### ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の監査業務の品質、継続監査年数のほか、会社都合等を勘案し、会計監査人の解任または不再任の決定をすることといたします。なお、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の独立性や監査品質を確保する監査体制及び監査活動の適切性や妥当性を総合的に勘案し、再任しないことが適切であると判断した場合は不再任の議案を株主総会に付議することがあります。

#### ④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は監査受託者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として監査委託者から受け、または受けるべき財産上の利益の額の事業年度毎の合計のうち最も高い額に二を乗じて得た額としております。

#### (4) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

##### ①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役会は、「取締役会規定」に基づき、原則として月1回開催し、法令、定款並びに「取締役会付議基準」に定める付議事項を決議するほか、取締役が行う職務執行状況の報告を監督して業務の適正及びコンプライアンス体制の実効性を確保しております。
- ロ. 監査役は取締役会に出席し、取締役の職務執行の法令及び定款への適合性やコンプライアンス等を監視し、必要に応じて意見を述べております。
- ハ. 監査役は、「監査役監査規定」に基づき、定期的又は必要に応じて、取締役の職務の執行を監査しております。

##### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役会議事録、稟請決裁書等、取締役の職務執行に係る重要文書は、「書類保存規則」に基づき、保存・管理し、取締役の職務執行に係る内容が常に把握できる体制を整備しております。

##### ③当社グループの損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- イ. 「リスク管理に関する基本規定」を定め、当社及び子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という）の活動に関連するリスク認識を全社に周知して、リスクの予防、把握と報告、管理の体制を整備しております。万一リスクが発生した場合は、所管部署においてリスクの拡大を防止し、これを最小限に止める対策を講じるとともに、それらの経験から得られた再発防止策を全社で共有しております。
  - ロ. 「与信投資委員会」を設置し、当社グループの一定金額を超える取引、投資案件等については、様々な角度からリスク評価を行い、適切に対応する体制を整備しております。なお「与信投資委員会」には、オブザーバーとして社外取締役・監査役及び内部監査部門も参加、監視しております。
  - ハ. 「安全衛生委員会」を設置し、災害・事故防止に関する啓蒙活動を行って、災害・事故の予防を図っております。
- 二. 内部監査部門は、定期的及び必要に応じて当社グループのリスク管理状況の監査を行っております。

#### ④当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役は、「取締役会規定」「組織および業務分掌・職務権限規定」を定め、その責任と権限を明確にするとともに取締役会の迅速な意思決定機能と機動的な業務執行及び監督機能の強化を図るため、執行役員制度を採用し、取締役の職務執行の効率化を図っております。
- ロ. 取締役は、原則として取締役会を月1回開催し、取締役会付議事項の決議や職務執行状況の報告を行っております。取締役会決議事項については、「取締役会付議基準」を定めております。
- ハ. 取締役は、当社グループの経営課題やその他重要事項を、「執行役員会」「与信投資委員会」「統括部長会議」「コンプライアンス委員会」「監査報告会」の各種会議体において審議を行い、情報共有を行っております。
- ニ. 取締役会の諮問機関として「指名報酬委員会」を設置し、取締役の指名や報酬及び監査役の指名に関する公正性・透明性・客観性を確保しております。
- ホ. 取締役は、必要に応じて、弁護士・税理士等の意見を参考に職務の執行を行っております。

#### ⑤当社グループの使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 経営理念や行動方針、ルール・マナーを定めた冊子「社員行動基準」を使用人に配布するほか、コンプライアンス・マニュアルを策定し、当社グループの使用人のコンプライアンス意識の向上を図るとともに、定期的な階層別研修やe-Learning研修でコンプライアンスの重要性の周知徹底を図っております。また、「コンプライアンス委員会」を開催して、法令違反の防止、早期発見・対応に努めております。
- ロ. 「組織および業務分掌・職務権限規定」に基づき、使用人の業務遂行上の基準を明確にしております。また、使用人は社内規定に基づき、業務の遂行にあたるものとし、重大な違反があった場合は、取締役会で審議し、必要に応じて適切に対処しております。
- ハ. 「内部監査規定」に基づき、内部監査部門は、定期的又は必要に応じて、法令並びに当社グループの社則及び示達の遵守状況、所管業務の運営及び管理状況の監査を行っております。また「監査報告会」において、監査結果等について、取締役及び監査役へ定期的に報告を行っております。
- ニ. 当社グループは、企業の健全性を確保するため、通報者に対して不利益な扱いを行わないことを定めた「佐藤商事グループ内部通報規定」を制定・運用し、コンプライアンスの実効性を確保しております。

⑥当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- イ. 子会社に関する「関係会社管理規定」を定め、子会社の所管部門の統括のもと、管理及び経営指導を行っております。また、子会社は、期初に経営目標・年度予算・月次計画を策定し、月次損益計画と実績の差異原因や計画進捗及び職務遂行状況について、毎月親会社へ報告しております。
- ロ. 子会社の取締役は、必要に応じて当社より選任し、当該子会社の職務執行を監督して、職務の適正を確保しております。
- ハ. 内部監査部門は、定期的又は必要に応じて「内部監査規定」に準じた子会社の監査を行い、監査部長は監査結果に基づき、必要に応じて、指導又は勧告を行っております。また「監査報告会」において、親会社の取締役及び監査役に監査結果等の報告を行っております。
- ニ. 定期的又は必要に応じて、監査役及び会計監査人による子会社への監査等の実施を行っております。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び使用人の取締役からの独立性に関する事項

- イ. 監査役会からの要請がある場合には、補助すべき使用人を置くこととしております。
- ロ. 補助すべき使用人を置いた場合は、その使用人の人事・評価等については、取締役と監査役との協議を要するものとしております。

⑧当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- イ. 「監査役への報告に関する規定」を定め、取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項を明確にするほか、「監査役閲覧文書一覧」を定めております。
- ロ. 監査役会は、必要に応じて、取締役・会計監査人若しくは使用人に業務の報告を求めることができます。
- ハ. 内部監査部門は、当社グループについて実施した内部監査結果を監査役に報告するほか、各事業年度の内部監査計画、内部監査結果等について、監査役へ報告及び協議をしております。

⑨監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- イ. 当社グループは、監査役に報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由とした解雇、降格等の懲戒処分や、配置転換等の人事上の措置等いかなる不利益な取扱いも行わないことを禁止しております。

⑩その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役は、取締役会、執行役員会、与信投資委員会、統括部長会議等重要な会議に出席し、業務の執行状況及び審議状況を直接把握できる体制としております。また、監査役は、必要に応じて内部監査部門や弁護士、公認会計士等の外部アドバイザーに業務の協力を求めることができます。

ロ. 取締役と監査役は随時面談を実施し、会社が対処すべき課題、監査役監査の整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行っております。

ハ. 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。

#### ①反社会的勢力排除に向けた体制

イ. 当社グループは、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、一切関係を絶ち、不当な請求等には毅然とした態度で対応しております。当社総務部門を反社会的勢力に向けた対応窓口とし、「不当要求対応マニュアル」を整備して社内に周知徹底しております。また、これらの問題が発生した時は関係行政機関や顧問弁護士に連絡をとり速やかに対処しております。

### (5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

#### ①コンプライアンス体制

当社は、当社グループ各社の役員や使用人を対象とした研修教育、社内報を利用した情報発信などを通じて、コンプライアンスを遵守する企業風土の醸成、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。また、「佐藤商事グループホットライン制度」により相談・通報体制を設けており、当社グループ各社にも開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

#### ②損失の危険の管理に対する取組みの状況

当社グループの主要な損失の危険について、取締役会及び与信投資委員会、コンプライアンス委員会等を通じて取締役や各部門長との定例会議を実施し、各責任担当部署から定期的に報告を受けて、リスク管理状況の確認を行っております。なお、加工品取引が拡大する中、加工品に特化したプロジェクトチームを設けることで、事前に加工不良等に起因する大きな損失の発生を抑制するとともに、予め指定した特定取引については、受注時から一定の条件で制限しリスク軽減を図っております。また、当社は、BCP（事業継続計画）の観点から恒久的な対策として、システムサーバーを外部データセンターで運用しております。

### ③職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組みの状況

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役8名で構成され、常勤監査役1名を含む社外監査役3名も出席しております。取締役会は当事業年度中に14回開催され、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。当社は、経営と業務執行に関する機能と責任を明確化するため執行役員制度を採用し、意思決定の迅速化・効率化を図っております。また、取締役の指名や報酬及び監査役の指名に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として指名報酬委員会を設置しております。

### ④監査役監査の実効性の確保に対する取組みの状況

監査役会は、常勤監査役1名を含む社外監査役3名で構成されております。監査役会は当事業年度中に17回開催され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議や決議を行っております。また、代表取締役や内部監査部門及び会計監査人と定期的に会合し、内部統制システムの整備状況等について意見交換を行っております。

## (6) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

科目	第97期 2020年3月31日現在
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>82,187</b>
現金及び預金	1,966
受取手形及び売掛金	48,531
電子記録債権	11,775
商品及び製品	19,119
その他	947
貸倒引当金	△152
<b>固定資産</b>	<b>29,072</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>16,506</b>
建物及び構築物	5,703
機械装置及び運搬具	1,555
土地	8,685
建設仮勘定	387
その他	174
<b>無形固定資産</b>	<b>183</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>12,382</b>
投資有価証券	11,151
繰延税金資産	40
退職給付に係る資産	150
その他	1,203
貸倒引当金	△111
投資損失引当金	△51
<b>資産合計</b>	<b>111,260</b>

(単位：百万円)

科目	第97期 2020年3月31日現在
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>54,943</b>
支払手形及び買掛金	33,692
電子記録債務	8,511
短期借入金	9,718
未払法人税等	536
賞与引当金	986
その他	1,499
<b>固定負債</b>	<b>13,109</b>
長期借入金	11,118
繰延税金負債	1,406
退職給付に係る負債	109
役員退職慰労引当金	73
その他	400
<b>負債合計</b>	<b>68,052</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>39,290</b>
資本金	1,321
資本剰余金	868
利益剰余金	37,372
自己株式	△272
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>3,615</b>
その他有価証券評価差額金	3,427
繰延ヘッジ損益	0
為替換算調整勘定	191
退職給付に係る調整累計額	△3
<b>新株予約権</b>	<b>296</b>
<b>非支配株主持分</b>	<b>5</b>
<b>純資産合計</b>	<b>43,207</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>111,260</b>

# 連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第97期
	2019年4月1日から 2020年3月31日まで
売上高	206,197
売上原価	190,095
売上総利益	16,102
販売費及び一般管理費	12,826
営業利益	3,276
営業外収益	917
受取利息	7
受取配当金	432
受取賃貸料	154
仕入割引	57
持分法による投資利益	30
その他	236
営業外費用	343
支払利息	192
売上債権売却損	22
賃貸費用	71
為替差損	8
その他	49
経常利益	3,850
特別利益	543
固定資産売却益	21
投資有価証券売却益	352
負ののれん発生益	164
補助金収入	3
その他	0
特別損失	294
固定資産除却損	21
投資有価証券評価損	197
子会社株式評価損	16
投資損失引当金繰入額	44
その他	14
税金等調整前当期純利益	4,099
法人税、住民税及び事業税	1,080
法人税等調整額	165
当期純利益	2,852
非支配株主に帰属する当期純利益	0
親会社株主に帰属する当期純利益	2,851

## 連結株主資本等変動計算書

第97期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,321	878	35,503	△284	37,418
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△965		△965
親会社株主に帰属する当期純利益			2,851		2,851
自己株式の取得				△55	△55
自己株式の処分		△10		67	57
その他			△16		△16
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	△10	1,869	12	1,871
当連結会計年度末残高	1,321	868	37,372	△272	39,290

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換 算定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	6,187	△1	290	△4	6,472	303	5	44,199
当連結会計年度変動額								
剰余金の配当								△965
親会社株主に帰属する当期純利益								2,851
自己株式の取得								△55
自己株式の処分								57
その他								△16
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	△2,759	2	△99	0	△2,856	△7	0	△2,863
当連結会計年度変動額合計	△2,759	2	△99	0	△2,856	△7	0	△992
当連結会計年度末残高	3,427	0	191	△3	3,615	296	5	43,207

# 計算書類

## 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第97期 2020年3月31日現在
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>72,650</b>
現金及び預金	1,066
受取手形	10,332
電子記録債権	10,365
売掛金	34,454
商品及び製品	15,203
前払金	563
その他	780
貸倒引当金	△116
<b>固定資産</b>	<b>27,961</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>14,183</b>
建物	4,631
構築物	299
機械装置	1,339
車輛運搬具	6
工具器具備品	105
土地	7,413
建設仮勘定	387
<b>無形固定資産</b>	<b>127</b>
ソフトウェア	123
その他	4
<b>投資その他の資産</b>	<b>13,650</b>
投資有価証券	9,450
関係会社株式	2,626
関係会社出資金	216
関係会社長期貸付金	600
破産更生債権等	11
敷金及び保証金	603
長期未収入金	73
前払年金費用	150
その他	78
貸倒引当金	△124
投資損失引当金	△37
<b>資産合計</b>	<b>100,612</b>

科目	第97期 2020年3月31日現在
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>51,260</b>
買掛金	31,271
電子記録債務	8,008
短期借入金	5,110
1年内返済予定の長期借入金	2,854
未払金	49
未払費用	626
未払法人税等	340
前受金	173
預り金	1,935
賞与引当金	819
その他	69
<b>固定負債</b>	<b>11,995</b>
長期借入金	10,254
長期未払金	195
長期預り金	74
繰延税金負債	1,350
資産除去債務	120
<b>負債合計</b>	<b>63,255</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>33,679</b>
資本金	1,321
資本剰余金	789
資本準備金	789
利益剰余金	31,841
利益準備金	329
その他利益剰余金	31,511
固定資産圧縮積立金	1,444
特別償却積立金	2
別途積立金	17,500
繰越利益剰余金	12,564
自己株式	△272
評価・換算差額等	3,380
その他有価証券評価差額金	3,379
繰延ヘッジ損益	0
<b>新株予約権</b>	<b>296</b>
<b>純資産合計</b>	<b>37,356</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>100,612</b>

## 損益計算書

(単位：百万円)

科目	第97期
	2019年4月1日から 2020年3月31日まで
売上高	182,444
売上原価	169,498
売上総利益	12,946
販売費及び一般管理費	10,562
営業利益	2,383
営業外収益	1,202
受取利息	26
受取配当金	814
受取賃貸料	175
仕入割引	51
その他	133
営業外費用	301
支払利息	147
売上債権売却損	19
賃貸費用	77
貸倒引当金繰入額	1
為替差損	9
その他	45
経常利益	3,285
特別利益	88
固定資産売却益	1
投資有価証券売却益	83
補助金収入	3
特別損失	279
固定資産除却損	19
投資有価証券評価損	197
関係会社株式評価損	16
投資損失引当金繰入額	33
その他	11
税引前当期純利益	3,094
法人税、住民税及び事業税	744
法人税等調整額	131
当期純利益	2,218

# 株主資本等変動計算書

第97期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本											株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
				固定資産 圧縮積立金	特別償却 積立金	別途 積立金						
当期首残高	1,321	789	789	329	1,479	4	17,500	11,285	30,598	△284	32,425	
当期変動額												
固定資産圧縮積立金の取崩					△35			35	－		－	
特別償却積立金の取崩						△1		1	－		－	
剰余金の配当								△965	△965		△965	
当期純利益								2,218	2,218		2,218	
自己株式の取得										△55	△55	
自己株式の処分								△10	△10	67	57	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）												
当期変動額合計	－	－	－	－	△35	△1	－	1,278	1,242	12	1,254	
当期末残高	1,321	789	789	329	1,444	2	17,500	12,564	31,841	△272	33,679	

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等 合計			
当期首残高					303	38,807
当期変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩						－
特別償却積立金の取崩						－
剰余金の配当						△965
当期純利益						2,218
自己株式の取得						△55
自己株式の処分						57
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△2,701	2	△2,699		△7	△2,706
当期変動額合計	△2,701	2	△2,699		△7	△1,451
当期末残高	3,379	0	3,380		296	37,356

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

佐藤商事株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 川村 敦 ㊟  
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 井上 喬 ㊟

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、佐藤商事株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、佐藤商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

佐藤商事株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 川村 敦 ㊟  
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 井上 喬 ㊟

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、佐藤商事株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### **利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第97期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規定に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の整備及び評価の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書作成時点において有効である旨の報告を、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から受けております。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月15日

佐藤商事株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 饗庭典宏 ㊞

監査役（社外監査役） 原 嘉男 ㊞

監査役（社外監査役） 赤石幹雄 ㊞

以上



# 定時株主総会会場ご案内図

会 場

東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 丸の内トラストタワーN館16階  
佐藤商事株式会社 第一会議室 TEL : 03-5218-5311

交 通

J R 「東京駅」日本橋口より徒歩1分  
地下鉄「大手町駅」B10出口より徒歩1分  
地下鉄「日本橋駅」A3出口より徒歩4分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD  
FONT

見やすく読みましがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。